

茨木市多世代近居・同居支援事業補助制度



住宅の購入・新築
住宅のリフォーム

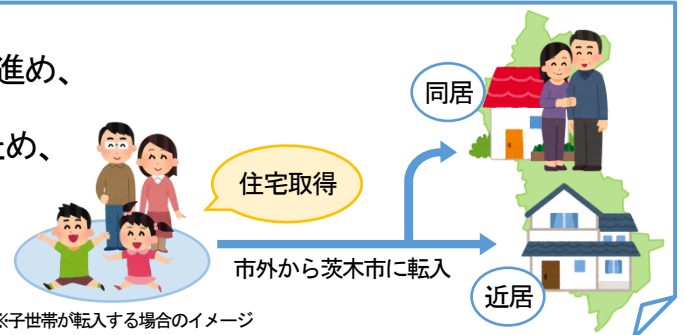
最大 30 万円補助！

さらに

【フラット35】利用で借入金利引き下げ！

北おおさか信用金庫の住宅ローン等利用で
借入金利等引き下げ！

茨木市では、多世代が支え合って暮らせるまちづくりを進め、子育てや介護などの各世代が抱える不安を軽減するため、他市から転入された世帯に対し、多世代近居・同居を支援する補助制度を実施しています。



◆主な補助対象条件◆

①子世帯^{※1}と親等^{※2}が近居・同居するため
住宅取得したものであること 又は
子世帯^{※1}と親等^{※2}が同居するために所有する
住宅をリフォームしたものであること

※1 子育て世帯 及び 若年夫婦世帯

- ・子育て世帯: 中学生以下の子どもがいる親子世帯 (出産予定も可)
- ・若年夫婦世帯: いずれもが 40 歳未満である夫婦世帯等

※2 子世帯の父母(継父母含む)又は祖父母

②子世帯か親等の一方が 茨木市に1年以上
居住しており、他方が市外に1年以上居住した
後 取得 又は リフォームした住宅に直接転入
していること (市内転居は対象となりません^{※3})

※3 ただし、子世帯の転入については、子どもの保育所、幼稚園等への入所、入園又は小・中学校への就学のため、当該住宅の取得・リフォームに係る契約後に市内に転入し、転入後6か月以内に当該住宅に転居する場合も補助の対象となります。

③転入する側の子世帯 又は親等が住宅取得
又は住宅リフォームについて契約締結、
費用負担していること



④リフォームの場合は、茨木市内の事業者
(茨木市内の支店・営業所も可)が行った
10万円以上のリフォーム
工事であること



◆住宅取得補助制度について（近居・同居）◆

補助金額

上限 30 万円（住宅取得に要した経費の 10 分の 1 まで。土地費用は除く。）

補助対象の条件

- (1) 子世帯^{※1} 又は親等^{※2}の一方が 茨木市に 1 年以上居住し、他方（申請者）が、継続して 1 年以上市外に居住した後に当該住宅に直接転入していること。ただし、子世帯の転入については、子どもの保育所、幼稚園等への入所、入園又は小・中学校への就学のため、当該住宅取得に係る契約後に市内に転入し、転入後 6 か月以内に当該住宅に転居する場合も補助の対象となります。
- (2) 申請日に、補助対象となる世帯の全員が当該住宅に居住し、住民登録していること（特別な事由により対象世帯のどなたかが居住できない場合を除く）
- (3) 市税の滞納がないこと
- (4) これまでにこの補助金の交付申請をしていないこと
- (5) 暴力団および暴力団関係者でないこと
- (6) 申請者（転入者）が平成 29 年 4 月 1 日以降に契約を締結し、申請者の名義で所有権保存登記 又は所有権移転登記を行った住宅^{※3}であること
- (7) 建築基準法その他の法令に基づき適正に建築された住宅であること

※1 中学生以下の子どもがいる親子世帯（出産予定も可） 又はいずれもが 40 歳未満である夫婦世帯等

※2 子世帯の父母（継父母含む）又は祖父母

※3 新築・中古、一戸建て・マンションのいずれも対象

◆住宅リフォーム補助制度について（同居のみ）◆

補助金額

上限 30 万円（住宅リフォームに要した経費の 3 分の 1 まで）

補助対象の条件

住宅取得補助制度と同様

（ただし、(1)の住宅取得は住宅リフォームに読み替える。(6)住宅の所有者は 子世帯 又は親等のいずれでも可）

補助対象工事

- (1) 茨木市内の事業者（茨木市内の支店・営業所も可）が行ったリフォーム工事であること
- (2) 建築基準法その他法令に基づき適正に行われたリフォーム工事であること
- (3) 合計金額が 10 万円以上で以下のいずれかに当てはまるリフォーム工事であること
 - ・ 子世帯 又は親等が居住するための部分の増築、改築等工事
 - ・ 屋根、雨樋、柱 及び 外壁の修繕、塗装等の外装工事
 - ・ 雨戸、戸、サッシ、ふすま等の取替え等の建具工事
 - ・ トイレ、風呂、キッチン等の水周り改修等の給排水工事
 - ・ 床、内壁、天井等の内装替え、畳の取替え等の内装工事
 - ・ 電気、ガス等の設備工事

※その他工事の内容により補助対象となる場合もあります

◆申請時に必要な書類◆

	申請者(他市区町村からの転入者)	市内居住者	確認欄
申請書	茨木市多世代近居・同居支援事業補助金 交付申請書	-	
子世帯と親等の親子関係を証明できる書類	子世帯の戸籍全部事項証明書 ^{(※1)(※2)} 等 戸籍の内容は世帯によって様々な形態があります。 子世帯の戸籍全部事項証明書で親子関係を確認できない場合は、 親世帯の戸籍全部事項証明等を提出していただくことがあります。		
市外に継続して1年以上居住していたことを証明できる書類	戸籍の附票全部証明 ^{(※1)(※2)} 又は 住民票除票 ^{(※1)(※3)} (世帯全員分、マイナンバーの記載なし)	-	
茨木市に転入してきたことがわかる書類 (転入後に取得)	戸籍の附票全部証明 ^{(※1)(※2)} 又は 住民票 ^(※1) (世帯全員分、本籍省略しない)	-	
市内に継続して1年以上居住していることを証明できる書類	-	住民票 ^(※1) (世帯全員分、本籍省略しない、マイナンバーの記載なし)	
住宅の所有に関する証明	建物の登記事項証明書 ^(※1)	[リフォームの場合は 市内居住者所有の住宅も可]	
◆住宅取得の場合	取得した住宅の売買契約書 又は 工事請負契約書の原本 ^(※4)	-	
◆リフォームの場合 工事の内容が確認できる 書類	契約書、領収書の原本 ^(※4)	-	
	平面図、立面図等		
	リフォーム工事を行った部分の施工前、 施工後の状態が確認できる書類 (施工写真等)		
市税について滞納がないことを証明できる書類	直近2か年分の完納証明、納税証明 ^(※3) 又は各市税の領収書 (課税対象の方全員分)	茨木市多世代近居・同居支援事業 補助金交付申請書(裏面の同意欄)	
暴力団でないことの誓約書	暴力団の排除に関する誓約書	暴力団の排除に関する誓約書	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳の原本^(※4) (子育て世帯に該当し、子どもを出産する予定であるとき) ・入所、入園又は就学に係る書類(子どもの保育所、幼稚園等への入所、入園又は小・中学校への就学のため、当該住宅に直接転入とならない場合) 		

※1 申請日から3ヶ月以内に発行されたものに限りま

※2 本籍地の市区町村等で取得してください。

※3 転入前の住所の市区町村等で取得してください。

※4 原本照合を行った後、写しのみをいただきます。

上記の他に追加で書類を求める場合があります。

【フラット35】地域連携型、北おおさか信用金庫の住宅ローンを利用すると…

この補助制度(住宅取得)と併せて「フラット35」を利用して住宅ローンを組む場合、借入金利を引き下げる「【フラット35】地域連携型」を適用できる場合があります。

また、この補助制度(住宅取得・住宅リフォーム)と併せて北おおさか信用金庫で住宅ローンを組む場合、金利の引き下げ又は申請手数料無償化の支援が受けられる場合があります。詳細は各金融機関にお問い合わせください。

◆手続きの流れ◆

①補助金の申請

申請書に必要書類を添えて、居住政策課窓口へ提出してください。

- ・申請の受付は原則、先着順です。
(書類の不備等により前後する可能性があります)
- ・申請期間内に予算額に達した場合、受付を早期に終了することがあります。(受付終了の際は、ホームページでお知らせします)

【申込期間】2023年4月3日 ~ 2024年3月11日

【申請期限】住宅取得…登記の完了日から1年以内
住宅リフォーム…転入日から1年以内

②審査

書類審査により、要件に適合しているか審査を行います。

- ・リフォーム補助金は、状況により現地調査を行います。
- ・状況により、追加資料を求めることや、実態調査を実施する場合があります。
- ・補助要件を満たしていない場合は、補助金を交付できません。

③交付決定

④補助金の請求

交付決定通知書送付時に請求書と口座振替依頼書を同封しますので、自署又は押印の上、提出してください。

請求書を受付後、後日、口座振込みにより補助金を交付します。

- ・不正があった場合は、既に補助金の交付を受けた場合であっても、その補助金を返還していただく場合があります。
- ・交付決定後、3年以内に補助金の対象となった住宅に居住できなくなったときは、補助金を返還していただく場合があります。
(療養、転勤 又は通学のために転居する場合等は除く)

⑤振込

問い合わせ先

茨木市 都市整備部 居住政策課 (南館5階)
〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号
TEL : 072-655-2755 FAX : 072-620-1730
Mail : kyoju@city.ibaraki.lg.jp

